

公益社団法人神奈川県社会福祉士会定款第 13 条 5 項及び、神奈川県社会福祉士会会員への懲戒処分等の公示に関する取扱細則に基づき、会員の懲戒処分について、次の通り公示する。

2022 年 9 月 27 日

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会
会 長 隅 河 内 司

1 懲戒処分を受ける者

中嶋 真也 (会員番号 40918 県央支部所属)

2 懲戒処分日

2022 年 9 月 25 日

3 懲戒処分の内容

除名

4 懲戒処分の理由

- ・成年後見活動上の使途不明金が存在する。
- ・自ら消息を絶ち後見業務を遅滞させている。

5 懲戒処分の根拠条文

公益社団法人神奈川県社会福祉士会定款第 13 条 1 項 1 号、3 号及び 4 号

以上